

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて

1 制度の仕組み

居宅介護支援事業所が判定期間（前 6 か月）に作成した居宅サービス計画において、対象サービスのいずれかについて、正当な理由なく特定の法人の紹介割合が80%を超えた場合は、当該居宅介護支援事業所が給付管理を行う全ての利用者の居宅介護支援費について、利用者 1 人につき月200単位を減算します。

2 割合の算定

(1) 判定期間（減算適用期間）

前期：3月～8月（10月～翌3月）

後期：9月～2月（4月～9月）

(2) 対象サービス

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

(3) 計算式

$$\text{割合} = \frac{\text{当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数}} \times 100$$

※紹介率最高法人とは、当該居宅サービスについて、最もその紹介件数の多い法人をいいます。

※通所介護及び地域密着型通所介護の算定方法については、(別紙 2) を参照してください。

(4) 割合の算定に用いる様式

(様式 1) (様式 2)

※(様式 2) については、本書「4 福岡市における「正当な理由」の方針」において、(5) 又は (6) に該当する場合に使用

※提出書類は、別紙「特定事業所集中減算に係る届出について」を参照

3 判定を行う上での注意事項

(1) 紹介率最高法人の考え方

① 法人の考え方

紹介率最高法人は、法人単位で判定します。系列法人は含みません。

② 割合の考え方

紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合のみ届出が必要です。

80.001%など、わずかでも80%を超えた場合は届出の対象となります。

③ 一人の利用者が同一サービスについて複数事業所を利用する場合

一人の利用者が同一サービスについて複数事業所を利用している場合（月の途中でサービス事業所を変更した場合を含む。）は、利用した事業所の法人ごとに 1 件と

して計上します。ただし、(様式 1)「②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数」は 1 件として計上します。

(具体例)

一人の利用者が 2 か所の通所介護事業所を利用し、それぞれの法人が A 法人及び B 法人である場合は、A 法人及び B 法人をそれぞれ 1 件として計上します。

一方、2 か所とも同一の A 法人である場合は、A 法人を 1 件として計上し、(様式 1)「②当該サービスを位置付けた居宅サービス計画数」も 1 件として計上します。

なお、A 法人が紹介率最高法人である場合は、(様式 1)「③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」についても 1 件として計上します。

(2) サービスごとの計画件数

① 通院等乗降介助

通院等乗降介助のみを行う訪問介護事業所についても、訪問介護として計上します。なお、自費サービス又はボランティアによるサービスは含みません。

② 介護予防サービス

地域包括支援センターから委託を受けて作成した介護予防サービス計画は、計画件数に含みません。

③ 通所介護

認知症対応型通所介護は、通所介護の計画件数には含みません。

④ 給付管理を行わなかった月

居宅サービス計画に位置付けていても、サービス提供がなかった月は計画件数に含みません。

⑤ 月遅れで給付管理を行った場合

給付管理を月遅れで行った場合であっても、サービス提供を行った月の計画件数として算定します。

(3) 減算対象者

減算の対象となるのは、判定期間中に紹介率が 80% を超えた法人のサービスを利用した利用者のみではありません。**減算適用期間中に当該居宅介護支援事業所が給付管理を行う全ての利用者の居宅介護支援費が減算の対象となります。**

4 福岡市における「正当な理由」の方針

(1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、各対象サービスの事業所が 5 事業所未満である場合

※「居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域」とは、運営規程に定める通常の事業の実施地域をいいます。地域密着型サービスについては、居宅介護支援事業所の所在地の市町村とします。

※訪問介護については、通院等乗降介助のみを行う訪問介護事業所を含みます。

【確認資料】

- ・ 運営規程、給付費明細書

(2) 特別地域居宅介護支援加算を算定している場合

【確認資料】

- ・ 特別地域居宅介護支援加算を算定していることが確認できる書類

(3) 判定期間における 1 月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である場合

【確認資料】

- ・ 給付管理票総括票

(4) 判定期間における 1 月当たりの居宅サービス計画数のうち、それぞれの対象サービスを位置付けた居宅サービス計画数が平均10件以下である場合

【確認資料】

- ・ サービスごとの月別居宅サービス計画数一覧

(5) サービスの質が高いことにより、利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中していると認められる場合

※「サービスの質が高い」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 国のモデル事業等として先駆的又は試行的に実施しているサービスである場合
- ・ 利用者の自立支援・重度化防止に資するサービスとして、地域ケア会議においてモデルとなるサービスであると認められた利用者である場合（当該利用者に係る算定件数は除外します。）

※利用者の希望のみを理由とする場合や、事業所独自サービスを提供していることのみを理由とする場合は、「サービスの質が高い」ものとは認められません。

【確認資料】

- ・ モデル事業の実施を証する書類、地域ケア会議の議事録、居宅サービス計画等

(6) その他、市長が正当な理由があると認める場合

次に掲げる利用者については、算定件数から除外します。

ア 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を利用している利用者

【確認資料】

- ・ 給付費明細書

イ サービス開始に当たり、市町村等（地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを含みます。）から、緊急対応として紹介又は依頼を受けた利用者又は受託事業の対象となる利用者

【確認資料】

- ・市町村等からの依頼文書その他これに類する書類、居宅サービス計画、支援経過記録 等

ウ 65歳未満の生活保護受給者（被保険者番号が「H」から始まる利用者）

【確認資料】

- ・給付費明細書その他確認できる書類